

# LPガス料金透明化の課題と対策

## ～LPガス料金の「見える化」で勝ち抜こう～

### 1. LPガス価格透明化で四面楚歌のLPガス業界

#### (1) 「LPガス販売指針」は改定したが批判やまず

昨年2月4日、全国LPガス協会は、正会員代表者あてに「LPガス小売価格の透明性・低廉性確保への一層の努力について（お願い）」文書で通知を行っています。この発端は、「エネルギー基本計画」を受けた総合エネルギー調査会資源燃料分科会の中間報告において「LPガスの流通合理化と価格の透明性の促進」の提言がまとめられ、その後の同会中間報告後の評価で、LPガス事業者に対して厳しい意見が相次いだこと、更に、昨年1月のガスシステム改革委員会報告書ではわざわざ「液化石油ガス取引の透明性の向上について」の項目を設け、LPガス料金透明化に向けての措置を求められたこと等を経て、最終的には資源エネルギー庁から改めて指導を受けることになったためです。

全国LPガス協会では、料金透明化、低廉化に向けての対応策として「LPガス販売指針」第3次改訂版を策定し、会員への周知徹底を図ることにしました。改訂版では、石情報センター調査への協力、参考資料として料金表、請求書等の例などが追加されています。そもそも「LPガス販売指針」自体、平成11年に公正取引委員会・規制改革委員会等の批判を受けて経済産業省が取引適正化・料金透明化に向けたアクションプランを公表し、平成12年にまとめられた「LPガス料金問題検討会最終報告」を基に策定されたものです。過去何度となく繰り返された批判と提言ですが、エネルギー自由化が進む中でLPガス料金透明化を巡る議論はますます厳しいものになっていきます。

前述の総合エネルギー調査会資源燃料分科会では、石油・天然ガス小委員会の下に「液化石油ガス流通ワーキンググループ」を設置し、3回の審議を経て今年5月に報告書を取りまとめ、LPガス料金透明化の促進に向けた提言を整理しました。（なお、内容については、本書で既に7つの課題と対応策として掲載されています）

更に、同報告書は、同分科会に提出され、その内容が7月にまとめられた中間論点整理の中に組み込まれています。

会員代表者 各位

一般社団法人全国LPG協会  
会長 北嶋 一郎

LPG小売価格の透明性・低廉性確保への一層の努力について  
(お願い)

平成26年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画に示されたエネルギー政策の実現に向け、総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会(委員長:橋川武郎(一橋大学教授))において、エネルギーの安定供給や価格の低廉化、災害対応能力の強化等の検討が行われ、平成26年7月に中間報告書がとりまとめられました。

この中間報告書中の「LPGガスの流通合理化と価格の透明化の促進」の項において、LPGガス価格の透明性と低廉化について提言されていることは既報のとおりです。

中間報告書(抜粋)

- ・LPGガス販売事業においては、需要家から価格の透明性の確保と低廉化が求められている。
- ・「エネルギー基本計画」においても、「LPGガスの料金の透明化のための国の小売価格調査・情報提供や事業者の供給構造の改善を通じてコストを抑制することで、利用形態の多様化を促進する」と記載されており、価格の透明性、低廉性を確保するなど、LPGガス販売事業者が消費者から信頼を得られるような企業努力が不可欠である。
- ・一部のLPGガス販売事業者が先進的に行っている、小売価格や標準価格等のHPへの公表、各地域においてどのLPGガス事業者と契約ができるのかの情報のデータベース化と公表などを全国的に広めることにより、価格の透明化と選択肢の拡大による適正な競争の実現を後押ししていく。

この中間報告書のとりまとめ以降の資源・燃料政策の動向等について審議するため平成26年12月25日に開催された総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会(分科会長:橋川武郎(一橋大学教授))において、LPGガスの

市場動向(LPG輸入価格・卸売・小売価格の推移)〈別添資料1〉についての説明があり、これに対し同分科会委員及び分科会長から以下の発言がありました。

(委員発言要旨)

- ・LPGガス輸入価格がかなり下がっている一方で、小売価格は高水準となっており消費者にとっては大きな問題。販売指針の再周知といった取組みだけで十分なのか吟味が必要。ガソリンや灯油に比べ、LPGガス料金の公開は限定的。ガスシステム改革小委員会では、都市ガスの自由化の際には料金等の情報公開が徹底されると聞いており、LPGガスについても、消費者が事業者を選択できるよう、例えば、価格公表の義務付け、事後の監視といった対策の検討の場が必要ではないか。
- ・LPGガス価格について、フレート代や為替の影響もあるものの、一般的に卸価格は、サウジCIPに連動するように取引されており、輸入価格と連動して卸価格も下がっている。一方で家庭用の小売価格は地域毎の販売事業者がその地域における様々な状況の中で設定されているものと認識。中間報告書においてもLPGガス価格の透明性の必要性が指摘されており、業界としても真摯に受け止め、LPGガスが選ばれるよう一層の努力が必要。

(分科会長発言要旨)

- ・LPGガス価格について、輸入価格が下落している中で、国内の小売価格が過去最高値を出していることは衝撃的。LPGガスに対する期待が大きい中で、価格を下げられるかどうか国民の関心事項でもある。規制の導入は反対であるが、業界としてLPGガス料金の見える化を是非進めていただきたい。

こうした状況を踏まえ、経済産業省資源エネルギー庁からも、平成26年2月をピークとして輸入価格・卸売価格が大きく下がる中で、小売価格が同5月に過去最高値をつけて以降、高水準を維持していることに対し、業界としても消費者の理解を得られるような小売価格の透明性・低廉性確保の一層の努力を払う必要がある旨の指導がありました。

経済産業省等が公表しているモニター価格を基に全L協が独自で作成した表(グラフ)〈別添資料2〉においても、輸入価格・卸売価格の推移と小売価格が大きく乖離した状況が現れています。消費者から見れば、輸入価格

及び卸売価格が下がっているのであれば、その恩恵が小売価格にも還元されて当然であると考えられることは言うまでもありません。

こうした消費者にLPGガスの販売事業をご理解いただき、信頼を得ていくためにも、小売価格の透明性・低廉性が求められております。このことは、都市ガスの自由化が迫る中で、LPGガスが「選ばれるエネルギー」となるために必須であると考えられます。

つきましては、団体会員代表者(都道府県協会長)にあつては傘下会員販売事業者に、直接会員代表者にあつては各々の支店等に対し、小売価格の透明性・低廉性確保への一層の努力と、消費者への小売価格に関する説明責任を果たすようご通知くださいますようお願いいたします。

以上

(参考)LPGガスの価格の推移(1トンあたりの価格)



・プロパン/ブタン: CPより  
・CIF: 財務省統計  
・家庭用: 石油情報センターの調査価格(プロパン)から、プロパン1kg = 0.502m<sup>3</sup>として計算

## b) L P ガス

### ①現状認識

L P ガスは、全国総世帯の約 4 割（約 2,400 万世帯）の家庭用燃料として利用されるなど、国民生活に密着したエネルギーであり、災害時における「最後の砦」である。他方で、近年、主要な需要分野である家庭用をはじめ需要が減少傾向にあり、消費者等からは L P ガス販売事業者の多くは小売価格を公表していないことなどから、L P ガスの小売価格の不透明性等に対する問題点が指摘されている。

昨年 7 月の資源・燃料分科会報告においても、今後、電力、都市ガスの小売自由化時代を迎えるに当たって、災害時に強い L P ガスが消費者に選択されるためには、L P ガスの小売価格の透明性の確保・向上を早急に進めることや F R P 容器を利用した魅力的なサービス提案が必要であるとの指摘がされている。

また、L P ガス料金の透明化の必要性については、都市ガスの自由化に向けた制度の検討を行っているガスシステム改革小委員会での議論においても、指摘がされている。

### ②今後の対応の基本的方向性

上記の現状認識を受け、本年 2 月に石油・天然ガス小委員会の下に「液化石油ガス流通ワーキンググループ」（座長：橘川東京理科大学大学院教授）を設置し、3 回に亘り、L P ガス料金の透明化の促進や魅力的なサービス提案を目指した対策等について審議した。それぞれの具体的課題に関し、今後国が、ガイドラインの策定等具体的な手段を講じていく際の基本的方向性を整理し、報告書として取りまとめたところ。以下に、その概要を整理する。

#### 料金透明化の促進

##### ●一般消費者が選択できる環境の整備

- ・ホームページ等を利用し、標準的な料金メニューと平均的な使用量に係る月額料金例の公表を徹底を求める。
- ・料金体系の集約化に時間を要する場合には、上記に関わらず、消費者の参考となる料金情報を早急に公表するよう徹底を求める。
- ・L P ガス販売事業者の公表を促すよう、消費者団体と国が協力体制を構築することが重要である。

##### ●契約時における料金の透明化

- ・集合住宅入居予定者に対する料金透明化のため、入居予定者からの料金照会に対し、L P ガス販売事業者が料金情報等の提供を徹底することを求める。
- ・契約時に交付する法定書面に関し、消費者に対する料金事項の説明の徹底を求めるとともに、立入検査を通じた記載事項の適正化を徹底する。

##### ●契約後の料金の透明化

- ・料金値上げ時の透明化促進のため、料金改定の一定期間前（例えば請求の 1 ヶ月前）に請求書等に料金の変更内容、変更理由を明記することの徹底を求める。
- ・料金請求時には、使用量、単価等料金算定根拠を明示することの徹底を求める。
- ・消費者からの料金等に係る相談・苦情に対し、L P ガス販売事業者の体制の構築を含め、適切かつ迅速な対応の徹底を求める。

##### ●契約終了時の料金トラブルの防止

- ・解約時の設備撤去費用に係る紛争防止のため、立入検査等を通じた供給設備撤去の適切な対応の徹底、法定書面の必要事項記載の徹底を求めるとともに、消費者への説明の徹底を求める。



## ② 今後の論点・方向性

ＬＰガスの国家備蓄が、2017年度に概ね150万トンに達する見込みであることから、2017年度以降の国家備蓄目標と民間備蓄義務日数のあり方について検討する必要があるが、1992年以降の輸入量減少に伴い150万トンに相当する日数が40日と乖離している状況にあること、石油の国家備蓄目標を2015年度の目標から「数量ベース」から「日数ベース」に見直したことを踏まえ、ＬＰガスの国家備蓄も「日数ベース」に見直す必要がある。

このため、ＬＰガスについては、国家備蓄が現在増強途上にあることから、本年度に策定する備蓄目標については従来どおり数量ベースとする一方で、2017年度以降策定する国家備蓄目標については、2016年度の備蓄の積み増し状況や直近の石油製品需要見通し、民間備蓄義務日数のあり方を踏まえて検討することとし、日数ベースへの見直しを行うに当たっては国家備蓄と民間備蓄を合わせて90日分とすることを基本とすべきである。

また、2017年度以降のＬＰガスの民間備蓄義務日数のあり方については、これまでの考え方に沿って、備蓄義務の引き下げによるコスト削減が流通価格の引き下げにつながる環境整備の進展等を踏まえて検討することとする。具体的には、料金体系の透明化、消費者への説明責任の強化はＬＰガス事業における公正・透明な競争を促し、流通価格引き下げに繋がる環境整備の一つと言えることから、本年5月に取りまとめられた液化石油ガス流通WGの報告書に沿ったホームページにおける標準的な料金メニュー等の公表を確実に進展させるべく、元売が率先して取り組むことで他のＬＰガス販売事業者への波及を図り、その進展度合い等を踏まえて検討すべきである。

※上記の考え方に立てば、2016年度中に民間備蓄義務日数を引き下げる状況であることが確認された場合には、現在の需要見通し等に基づけば、2017年度の備蓄目標を、国家備蓄を50日程度、民間備蓄義務を40日とすることも想定される。

(参考)2014年7月 総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会 石油天然ガス小委 報告書 抜粋  
「実際に民間備蓄の基準備蓄量を見直す場合には、①有事の際に国内に確実に供給できるだけの信頼できる体制や事業計画等を事業者が策定していること、②石油ガス輸入業者の備蓄コストが減少する場合における確実な流通価格への反映等が担保されていることなどが前提となり、これらを慎重に見極めて検討する。」

ＬＰガス民間備蓄義務日数削減の条件として、ＬＰガスの料金透明化、ホームページでの標準的な料金メニュー等の公表などが条件となることに注目。

## (2) ガイドライン化必至のLPガス料金透明化

中間論点整理のなかで注目すべき点が二つあります。一つは料金透明化の促進に向けて、国がガイドラインの策定等具体的な手段を講じることを明示していること、二つ目が、LPガス備蓄義務日数の削減の条件として、LPガスの料金透明化、ホームページでの標準的料金メニュー等の公表など、元売が率先して取り組むことを掲げていることです。

ガイドラインについては、電力では「電力の小売営業に関する指針」が今年1月に制定、7月に改定されていますが、ガスについては来年4月の全面自由化を控え、「適正なガス取引についての指針」、「ガス小売営業に関する指針」の策定に向け制度設計会合で検討が重ねられ、年内を目途に制定される予定です。

特に、「ガス小売営業に関する指針」では、標準メニューの公表、料金請求時の根拠の明確化など需要家への情報提供をはじめ、液化石油ガス流通ワーキンググループ報告書で提言された内容に重複するものが多くみられます。

LPガスの料金透明化に関するガイドラインの作成について、具体的なスケジュールは挙げられていませんが、ガス自由化で策定される指針に準ずるものが提示される可能性は十分にあります。

既に、電力自由化がスタートし、通信各社など異業種からの参入、更にはポイントカード運営会社との連携も図るなど着々と料金対策を練っています。当然、大手電力とLPガス、都市ガス事業者との連携も始まり、一方、大手都市ガスの東京ガスは電力販売とのセット割や付加価値サービスの追加でスイッチングでは独り勝ちの様相です。

このような状況のなかで、LPガス事業者が最初に取り組まなければならないのは、料金の「見える化」ではないでしょうか。LPガスは自由料金です。従来の都市ガス・電気等の公益料金とは異なり、自由に料金が設定できます。換言すると、LPガス料金は、販売事業者にとっての自由料金であり、都合よくお客様の目から料金内容を隠すことも可能になっています。しかし、電力、都市ガスの自由化が迫る中で、いくらかかるかわからないLPガスがお客様から選択されることがあるのでしょうか。「見える化」はセット販売をする上でも不可欠ですし、一朝一夕でできるものではありません。今すぐ取り組みましょう。

## 小売分野に関連する各ガイドラインの位置付け

- 「適正なガス取引についての指針」は、①導管によるガス供給について、一般ガス事業者が供給区域において大きな市場シェアを有していること、②新規参入者は一般ガス事業者の託送を利用する必要があること、などの特徴を有するガス市場において、市場を競争的に機能させていくために定められているもの。小売全面自由化に当たって整備する事項のうち、市場競争の観点から定めるものについては、「適正なガス取引についての指針」に位置付けることが適当。
- 他方、今般議論している項目（※）のうち、需要家に対する説明の在り方や、ビジネスモデルについての考え方などは、上述のガス市場の特徴や市場競争の観点との関連性は低く、小売全面自由化を契機に多様な事業者が参入することを踏まえて需要家保護のために策定するもの。そのため、これらについては、適正取引ガイドラインとは別に、「ガスの小売営業に関する指針（仮称）」として定めることが必要ではないか。

※ 総合資源エネルギー調査会基本政策分科会ガスシステム改革小委員会（以下「ガス小委」）で既に議論された項目を含む。

### 各ガイドラインで定める主な事項

ガスの小売営業に関する指針（仮称）	適正なガス取引についての指針（小売分野）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金請求時の根拠の明確化</li> <li>・ガス事業法上問題となるビジネスモデル</li> <li>・取次ぎを行う際に確保すべき事項</li> <li>・料金の算出方法の明確化</li> <li>・災害等によるガスの供給制限時等の問合せ対応等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧一般ガス事業者による行為</li> <li>・請求書等への託送料金相当分の明記</li> <li>・不当な情報提供の制限</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

2

### ガスの小売営業に関する指針（仮称）で整備する項目の目次

1. 需要家への適切な情報提供	
(1) 一般的な情報提供	(3) <u>ワンタッチ供給について</u>
・標準メニューの公表	(4) ガス小売事業者による業務委託
・平均的な月額料金例の公表	
・ガス小売事業者等以外の者による情報提供	3. 契約内容の適正化
・業務改善命令を受けた事実の公表	(1) 不明確なガス料金の算出方法
・料金請求時の根拠の明確化	(2) 小売供給契約の解除
・需要家の誤解を招く情報提供	(3) 競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い価格での小売供給
(2) 契約に先だって行う説明や書面交付	
・供給条件の説明義務、書面交付義務	4. 苦情・問い合わせへの対応
・セット販売時の説明・書面交付における料金・解除の条件の説明	(1) 苦情・問い合わせへの対応義務
・スイッチング時の旧小売供給契約に関する解除及び違約金等の説明	(2) 災害等によるガスの供給制限時等の問合せ対応
・需要家代理モデルにおける説明等	
2. 営業・契約形態の適正化	5. 契約の解除
(1) ガス事業法上問題となる営業・契約形態	(1) 需要家からの契約解除時の手続
・一括受ガスについて	(2) ガス小売事業者からの契約解除時の手続
(2) ガス小売事業者の代理・媒介・取次ぎについて	(3) 一般ガス導管事業者等による託送供給契約解除時の手続
・ガス小売事業者の代理・媒介・取次ぎのガス事業法上の位置づけ	【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】
・代理業者等を利用する場合の営業活動の在り方	
・代理業者等の営業活動の在り方	※「電力の小売営業に関する指針」の目次を基本的に踏襲しているが、下線を引いたものはガス特有の整備項目
・取次ぎを行う際に確保すべき事項	
・業務提携先である媒介・代理・取次業者の公表	

4



## 2. 「見える化」でLPガス価格透明性の課題を克服しよう

### (1) 「見える化」とは「お客様がわかりやすい」料金表の作成から

LPガス料金の「見える化」の第一歩は、お客様がわかりやすい料金表を作成することです。では、お客様がわかりやすい料金表とは、単価が明確で、お客様がいくら使えば、いくらかかるのかお客様自身で計算できるものではないでしょうか。

一方、液石法では法第14条書面で価格の算定方法を次のように規定しています（通達）。

法第十四条第一項第六号 の経済産業省令で定める事項

液化石油ガスの価格の算定方法、算定の基礎となる項目及び算定の基礎となる項目についての内容の説明

第5号中「価格の算定方法」とは、どれだけ量の液化石油ガスを使用した場合に、どれだけ価格を請求されるか、その計算方法（例えば、「料金＝基本料金＋従量料金×使用した量」等）のことである。「算定の基礎となる項目」とは、一定使用量（1 m<sup>3</sup>等）毎に請求する額、使用量の如何に係わらず請求する額等、計算の基礎となる金額に相応する項目のこと（例えば、基本料金：〇〇円、従量料金：1 m<sup>3</sup>当たり〇〇円等）。

また、「算定の基礎となる項目についての内容の説明」とは、基本料金・従量料金（場合により、その他設備の利用料等）等にはどのような費用が含まれるか（例えば、基本料金は、ポンプ、メーター等の固定費を回収するものである等）について簡明な記載のこと。コスト計算等詳細な記載を要求するものではない。

LPガス販売の常識として、LPガスを供給開始する際に第14条書面の交付と同時に「料金表」を交付しなければなりません。また、「価格の算定方法」を含まなければ、義務を履行したことにはなりません。つまり、料金表とは、いわゆる「早見表」ではなく、基本料金、従量料金等、そして計算方法を記載したものであり、更に、基本料金、従量料金等を構成する費用の内訳（簡単なものでよい）を記載したものでなければなりません。

なお、液石法施行規則には、消費設備を消費者に貸与する場合の、支払うべき費用の額と徴収方法についても規定しており、本来であれば、設備利用料を別途とした三部制料金にすることが望ましいと思います。

以上のように、お客様がわかりやすい料金表とは、実は液石法で義務づけられた記載事項を全うするものなのです。

電気料金、都市ガス料金については、各社で情報公開内容に大きな差があり、全ての料金表が分かりやすいとは思いませんし、透明性が高いとも思いませんが、少なくとも基本料金、従量料金単価が公開され、消費者から不透明であるとの批判もみられません。

LPガスの「見える化」を図るうえで、最初に取り組むのが「料金表」の作成です。それは、お客様との信頼関係を結ぶ端緒であり、経営の基盤となる大変重要な作業なのです。

## LPガス料金表等の例（Webサイト用資料）

### LPガスの料金の仕組みについて

#### LPガス料金の内訳

##### 基本料金

基本料金は、屋外に設置されているガスメーター、ガス容器、調整器、高圧ホース、供給配管などのLPガス供給設備の償却費用および、設備点検・調査などの保安に係る費用、検針費用などガスの使用量にかかわらず生じる固定的な費用を毎月一定額としてご負担いただくものです。

##### 従量料金

従量料金は、ガス原料費、配送費などを使用量に応じてご負担いただくもので、使用量が一定量を超えた場合、従量料金単価を割引させていただき逓減方式をとっています。なお、従量料金には、都市ガス・電気料金と同様のLPガス輸入価格の変動を反映させる原料費調整額が含まれます。

#### LPガス料金の計算方法

ガス料金は、毎月、一定額をお支払いいただく**基本料金**とご使用量に応じてお支払いいただく**従量料金**を合計した金額です。なお、従量料金はガス使用量の区分により単価が異なります。

$$\text{ガス料金} = \text{基本料金} + \text{従量料金}$$

#### 料金表と計算例

##### 一般料金A

基本料金	1,944 円/月	
従量料金	0.0~8.0 m <sup>3</sup>	486 円/m <sup>3</sup>
	8.1~30.0 m <sup>3</sup>	432 円/m <sup>3</sup>
	30.1 m <sup>3</sup> ~	378 円/m <sup>3</sup>

(消費税込み)

- ① 1ヶ月にガス使用量が5 m<sup>3</sup>の場合  
基本料金 1,944 円 + (5 m<sup>3</sup> × 486 円) = 4,373 円
- ② 1ヶ月にガス使用量が20 m<sup>3</sup>の場合  
基本料金 1,944 円 + (8 m<sup>3</sup> × 486 円 + 12 m<sup>3</sup> × 432 円) = 11,016 円
- ③ 1ヶ月にガス使用量が35 m<sup>3</sup>の場合  
基本料金 1,944 円 + (8 m<sup>3</sup> × 486 円 + 22 m<sup>3</sup> × 432 円 + 5 m<sup>3</sup> × 378 円) = 17,226 円

\* ガス料金は1円未満を切り捨てます。

\* うち消費税相当額は次の計算式で算定します。

$$\text{消費税相当額} = \text{ガス料金} \times \text{消費税率} (8\%) \div (1 + \text{消費税率} 8\%)$$

\* 弊社所有の消費設備を利用されているお客様は別途設備利用料を徴収いたします。



## (2) 標準料金はどれですか～見極めと集約化

本稿では、LPガス料金の原価計算、基本料金、従量料金の設定など具体的な説明は省きますが（MDS社「21世紀を勝ち抜くLPガス料金設定読本」等参照）、LPガス料金の「見える化」で重要なことは、各社の標準的な料金を見定めることです。

LPガス販売事業者が、料金表を交付できない大きな理由は、料金表を多数、場合によって数百種類も存在することです。どの料金表が自社の標準的な料金が把握できないのです。これが、「不透明な料金」の一因となっています。

この状況を生み出した原因みると、競合店対応、料金改定時のネゴの有無、お客様との個別事情などにより、設定当時は理由があったものの、合理的な料金ではなく、管理不足（担当者まかせ）、場当たりの、どんぶり勘定的な料金設定がなされたものが多いようです。

まずは、料金表がいくつ存在し、その料金表を適用するお客様が何件あるか、実態調査から始める必要があるでしょう。そのうえで、その料金表がいつ、どのような理由で作成されたか、現在その料金を継続する合理的な理由があるかどうか、考察しなければなりません。中には、料金設定の根拠のわからなくなったもの、不採算料金もあれば、優良顧客でありながら高い料金になっているケースもあるはずで

す。また、実態調査と並行して、原価計算を行うことも必須です。現存するどの料金が自社の経営が拠って立つところの料金であるかを見定める必要があるからです。

料金の「見える化」には、標準的な料金を見極めたうえで集約化を図ることが求められます。次のようなステップを進めるとよいでしょう。

- ① 料金表の種類・需要家数の把握
- ② 各料金表設定の根拠と継続する根拠の有無
- ③ 原価計算から算定される基準的な料金の設定
- ④ 基準的な料金との比較による採算・不採算料金表の仕分け
- ⑤ 不採算料金の廃止・継続の判断
- ⑥ 複数料金への段階的集約（不需要期、料金改定時の上げ下げで調整）
- ⑦ 原価計算を基にした基準的な料金の標準料金化
- ⑧ 料金体系の見直し（三部制・原料費調整制度導入の検討）
- ⑨ メニュー料金：セット料金の設定

自社の料金を調査することで、自社の経営実態が明らかになってきます。また、消費量の多い優良顧客に対して料金が高く移動のリスクが高まっていないかを把握することもできます。料金集約化には、不採算料金の場合、大幅に値上げしなければならないケースもあるなど、困難な業務も出てきます。集約化までいかないまでも原価計算を行うことで基準的な料金を設定し、自社の拠って立つところの標準料金を把握し、それを基にした標準料金表の作成を行うことが、「見える化」で最も肝要なところ

液化石油ガス価格分布状況  
(平成28年8月末現在)

[8月単独集計]

地域	基本料金		家庭用小型車価格(消費税込み)							
	最高値	平均値	5m <sup>3</sup>		10m <sup>3</sup>		20m <sup>3</sup>		30m <sup>3</sup>	
			最高値	平均値	最高値	平均値	最高値	平均値	最高値	平均値
北海道平均	2,457		7,596		12,399		21,030		49,454	
	1,134	2,105	3,481	5,957	6,523	9,634	10,030	15,373	18,846	35,459
東北平均	2,592		6,518		10,690		19,433		45,023	
	1,000	1,947	3,550	5,058	5,508	8,238	9,280	14,394	17,952	30,438
関東平均	2,836		6,179		9,899		19,526		39,580	
	943	1,730	3,567	4,439	4,358	7,054	7,531	12,075	14,540	25,959
中部平均	2,404		6,157		10,049		17,301		41,540	
	1,155	1,839	3,235	4,677	5,095	7,348	8,014	12,434	15,550	25,959
近畿平均	2,416		6,050		9,499		19,659		39,740	
	814	1,951	3,680	4,640	4,822	7,348	8,522	12,459	17,612	26,477
中国平均	2,322		5,986		9,612		17,172		37,800	
	1,025	1,941	3,198	5,031	4,830	7,870	7,960	13,238	17,430	27,714
四国平均	2,170		5,734		9,499		19,659		37,584	
	970	1,931	3,450	4,669	5,633	7,439	8,270	12,597	17,820	26,617
九州平均	2,430		5,920		9,520		19,782		39,740	
	600	1,812	3,050	4,788	5,700	7,553	8,094	12,605	15,446	25,651
沖縄総合事務所平均	1,866		5,184		8,899		17,174		33,770	
	1,080	1,730	4,184	4,731	6,947	7,638	11,290	13,036	21,866	29,993

上記基本料金は、二部料金制での基本料金のみの最高値、最安値、平均値を示す。

全国平均価格

二部料金制	2,836		7,596		12,399		21,030		49,454	
	600	1,828	3,567	4,749	4,258	7,547	7,531	12,822	14,040	27,147
二部料金制	2,404		6,055		10,059		19,481		47,016	
	1,302	2,133	3,699	4,753	5,562	7,452	8,908	12,633	15,902	26,538
最低責任	2,650		6,239		10,271		19,056		42,549	
燃料料金制	750	1,945	3,982	4,533	4,822	7,374	8,522	12,687	17,612	27,075

基本料金は、二部料金制では基本料金、三部料金制では基本料金と施設利用料金等の合計額、最低責任使用料金制では最低責任使用料金を示す。

料金形態別割合

	二部料金制	三部料金制	最低責任使用料金制	(内訳) 燃料費調整制度
北海道	96.7 (%)	0.8 (%)	2.5 (%)	9.2 (%)
東北	95.9 (%)	0.8 (%)	2.3 (%)	9.8 (%)
関東	94.2 (%)	0.7 (%)	5.0 (%)	8.5 (%)
中部	95.8 (%)	2.2 (%)	1.0 (%)	16.1 (%)
近畿	93.5 (%)	2.8 (%)	3.7 (%)	19.8 (%)
中国	97.1 (%)	0.4 (%)	2.5 (%)	14.2 (%)
四国	98.1 (%)	- (%)	1.9 (%)	14.3 (%)
九州	95.7 (%)	0.5 (%)	3.7 (%)	23.8 (%)
沖縄	96.0 (%)	- (%)	4.0 (%)	9.1 (%)
全国	95.5 (%)	1.1 (%)	3.4 (%)	13.7 (%)

石油情報センター「液化石油ガス市況調査」平成27年4月末調査結果から

### (3) L Pガス料金公開の加速化が求められています

液化石油ガス流通ワーキンググループ報告書では、L Pガス料金透明化促進策として、「ホームページ等を活用した標準料金的料メニューの公表」を掲げ、ホームページを所有している事業者には、電力と同様に標準的なメニューと平均的な使用量による月額料金例を公表すること、ホームページがない事業者は店頭の見やすい場所への掲示を求めています。今後、行政等がどのような施策を行うかは、業界の取り組み次第との見方もありますが、ガス自由化に伴うガイドラインの策定とともにL Pガス料金公開化は進んでいくものと思われます。

なお、資源エネルギー庁はワーキンググループでの審議と並行して今年2月にL Pガス主要50社に対しL Pガス料金のホームページへの公表状況を調査しました。調査の結果、公表していたのは2社（山陰酸素工業㈱、日本瓦斯㈱）のみで、今年7月までに導入を予定している事業者も26社に止まりました。

一方、電力、都市ガスの自由化によるセット販売（通信も含め）などますます料金が複雑化していくとみる向きもあり、消極的な事業者がほとんどであると思います。実際、料金公開のためには、料金の集約化等、困難な業務もあり、公開による顧客の移動（ピン倒しの対象化）に対する懸念など、不可能と考える事業者も多いのではないのでしょうか。

また、料金公開のためには、次のような条件があると考えられています。

- ① 公開のための社内体制がある（Web環境、人材・資金等）
- ② 市場が過度な競争環境にない（ピン倒しが横行していない）
- ③ 公開する料金が市場のなかで優位性を持っている（料金の低廉性実現）
- ④ 市場でのお客様・同業者から評価が高い

上記のような条件を全て満たすケースは「まれ」で、よほどの覚悟をもって取り組まなければ、L Pガス料金の公開は実現できませんが、厳しい競争環境の中でオープン化を図った事業者も実在します。



## 山陰酸素 一般料金（2016年10月現在）

※戸建住宅にお住まいの方に適用される料金です。

基本料金	従量料金
①1,800円	0.0 から 10.0 m <sup>3</sup> ②545円
	10.1 から 20.0 m <sup>3</sup> ③505円
	20.1 から 30.0 m <sup>3</sup> ④465円
	30.1 m <sup>3</sup> 以上 ⑤405円

※上記基本料金、従量料金には消費税を含んでおりません。

山陰酸素工業(株)HPより

(参考)

資源エネルギー庁が調査を行ったLPガス販売事業者以外に、一般社団法人全国LPガス協会が把握している、LPガスの標準的な料金をホームページで公表している事業者（本年2月時点）は以下のとおり。

- |                    |                  |               |
|--------------------|------------------|---------------|
| ① (株)コープエナジー (栃木県) | ⑪ ぜんごろうさん (外川商店) | ⑳ (有)ウオズミ     |
| ② (有)ジーエス          | ⑫ 五条ガス(株)        | ㉑ 土佐ガス(株)     |
| ③ (株)カタノ           | ⑬ わくわくガス屋さん      | ㉒ 土佐ガス西部販売(株) |
| ④ 首都圏ガス(株)         | ⑭ JAならけん         | ㉓ (株)窪川ガス     |
| ⑤ (株)カナエル          | ⑮ 洲本液化ガス(株)      | ㉔ (株)ダイプロ     |
| ⑥ 高橋プロパン(株)        | ⑯ 吉田物産(株)        | ㉕ (株)城北       |
| ⑦ 富岳物産(株)          | ⑰ 荒木燃料(株)        | ㉖ 太陽ガス(株)     |
| ⑧ しのぎき米店           | ⑱ 松江市ガス局         |               |
| ⑨ (株)ライフエネルギー      | ⑲ (株)コアガス島根      |               |
| ⑩ アポロ興産(株)         | ⑳ エネックス(株) (山口県) |               |

#### (4) 料金公表でグッドデザイン賞

神奈川県(株)カナエルは、2013年にLPガス料金のオープン化を行いました。企業理念として「オープンでわかりやすい、だから安心。正直で親切、それが信頼。すべての人のグッドライフカナエル」を掲げ、Webで料金を公開しました。

料金は、一般料金A(戸建・集合住宅)、一般料金B(設備負担をしている戸建・集合住宅)、ぽかぽか暖房料金(11月～4月適用)の3種類に集約しています。一般料金Aと一般料金Bの違いは、基本料金を前者が1,400円、後者が2,000円としているところで、従量料金は同じです。つまりは、三部制料金を導入し、設備利用料を一律にして一般料金Bとしたわけです。

この取り組みは高く評価され、そのビジネスモデルが2014年度グッドデザイン賞に選ばれ、同社の関口社長は平成27年度消費者支援功労者表彰において「ベスト消費者サポーター章」(消費者庁長官章)を受賞しています。

同社によると、懸念された顧客の移動は少なく、ブローカーによる委任状送付は減少しているとのことで、競争環境の厳しい地域でも料金公開が可能なが実証されています。神奈川県では同社の取り組みに同調し、料金公開を行っている事業者が出てきており、この動きは中国地方にまで及んでいます。

料金オープン化がどこまで波及するのかは未知数ですが、集約化した料金を公開することが、公平・公正であり、お客様の信頼を勝ち取る手段であることは間違いなく、「見える化」の理想の姿かもしれません。

**公平・適切・分かりやすい  
カナエルは、ガス料金を  
公開しています。**



(株)カナエルの一般料金表

一般A料金

基本料金、および、使用量別従量料金表

	使用量区分	基本料金	従量料金(円/m <sup>3</sup> :税抜)		
			15年6月検針分	15年7月検針分	15年8月検針分
(1)	0から10m <sup>3</sup> まで	1,400円	420	420	410
(2)	10m <sup>3</sup> をこえ20m <sup>3</sup> まで		420	420	410
(3)	20m <sup>3</sup> をこえ30m <sup>3</sup> まで		420	420	410
(4)	30m <sup>3</sup> をこえ40m <sup>3</sup> まで		390	390	380
(5)	40m <sup>3</sup> をこえ50m <sup>3</sup> まで		390	390	380
(6)	50m <sup>3</sup> をこえる場合		390	390	380

一般B料金

基本料金、および、使用量別従量料金表

	使用量区分	基本料金	従量料金(円/m <sup>3</sup> :税抜)		
			15年6月検針分	15年7月検針分	15年8月検針分
(1)	0から10m <sup>3</sup> まで	2,000円	420	420	410
(2)	10m <sup>3</sup> をこえ20m <sup>3</sup> まで		420	420	410
(3)	20m <sup>3</sup> をこえ30m <sup>3</sup> まで		420	420	410
(4)	30m <sup>3</sup> をこえ40m <sup>3</sup> まで		390	390	380
(5)	40m <sup>3</sup> をこえ50m <sup>3</sup> まで		390	390	380
(6)	50m <sup>3</sup> をこえる場合		390	390	380

(15年7月3日更新)

(株)カナエルHPから



## 2. お客様の信頼を得る料金体制とサービスの「見える化」

### (1) 三部制料金は公平で割安感を「見える化」

LPガス料金の「見える化」はWebで公開することばかりではありません。お客様に提供するサービスを「見える化」することが肝要であり、お客様が納得し、信頼する料金体制を構築することが求められているのです。

三部料金制のメリットは、料金の透明化、設備コストの回収、消費者の選択肢を増やす、基本料金の割安感を「見える化」することができることです。

基本料金と従量料金だけの二部料金制では、基本料金に消費配管などの経費が含まれ、都市ガスと比較して基本料金が倍以上に高くなります。無償配管はありませんが（基本料金等で回収）、基本料金と分離して、設備料（消費配管、ガス漏れ警報器、集中監視、給湯器等消費設備リース料も含む）として回収することは合理的であり、基本料金を引き下げる効果があります。お客様にとっても三部制料金の選択肢があることで、公平であるとともに安心感と割安感を得られ料金の透明化につながります。

残念ながら、石油情報センターの「液化石油ガス市況調査」によると、三部制料金を採用しているのは全国で1.1%に止まっています。平成8年の液石法改正により消費設備の所有の明確化が義務付けられ一気に進むかと思われましたが、利用されていません。エネルギー自由化を前に取り組むべきでしょう。

### (2) 原料費調整制度によるコスト変動の「見える化」で安心感

LPガス料金と都市ガス料金との比較で指摘されるのが、LPガス料金が割高になっていることですが、格差が拡大したのは都市ガスで原料費調整制度が導入されて以後のことです。後ほど詳述しますが、原料費調整制度はこれまでの下方硬直性の課題を克服するだけでなく、コスト変動を「見える化」することにより、機動的に料金に転嫁することで経営の安定化につながるとともに、消費者には信頼感、安心感（原料が下がれば料金は下がる）を与えることができるのです。

ご家庭向けガスサービス

業務用ガスサービス

太陽ガスのリフォーム

地域電力

ホーム > ご家庭のお客さま > ガス料金のご案内

## 南九州初！LP ガス料金公開しました

### LP ガス料金公開にあたって

太陽ガスは、このほどLPガス料金を公開することにいたしました。これまでも弊社は原料費調整制度を導入するなど、料金の透明化と低廉化に努めてまいりましたが、エネルギー自由化時代を迎えるにあたり、お客様から信頼を頂き選択されるガス事業者となるためには、「公正・公平」で、「オープン」であることが最も重要であると考えます。統一した、分かりやすい、低廉な料金で、確かなサービスと安全性を提供することが、地域の皆様から愛されるブランドとして飛躍するための第一歩であると確信しています。

LPガス料金のオープン化を契機に、来年度から始まるエネルギー全面自由化を見据え、弊社グループは、電力を含めた総合エネルギー事業を展開して参ります。「誠実」、「公平」、「地域貢献」をモットーに、精進してまいりますので、今後ともご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

### ガス料金メニュー

- > ガス料金TOP
- > LPガス料金の仕組み
- > ガス料金の調整
- > ガス料金メニュー
- > ガス料金の支払い
- > その他料金情報

### 10月検針分料金表

調整額： -13円

一般料金	
基本料金	1,200円
0.0～8.0㎡	387円
8.1～30.0㎡	317円
30.1㎡～	267円

一般料金B	
基本料金	1,500円
0.0～5.0㎡	443円
5.1～10.0㎡	433円
10.1～30.0㎡	413円
30.1㎡～	353円

エコジョーズ料金	
基本料金	1,200円
0.0～5.0㎡	371円
5.1～25.0㎡	257円
25.1㎡～	227円

### (3) メニュー料金、セット料金はサービスの「見える化」

人口減少、過疎化など販売量が伸び悩むなか、販売事業者が取り組まなければならないのが、優良顧客の囲い込みと優良顧客化（給湯・暖房機器等を設置する）を図ることです。そのためには、如何にお客様に割安感を「見える化」した料金を提供できるかにかかっています。

現在、メニュー料金の主流は、エコジョーズ割、ファンヒーター・床暖房等の暖房割ですが、一目でわかる、わかりやすい料金提示が必要です。そのためには割安感を「見える化」することが必要で、比較する標準料金を提示しなければなりません。また、料金単価を提示し1 m<sup>3</sup>あたりどの程度割引されるのか、割引対象機器を使用すると1ヶ月あたりいくら割引になるか、具体的な金額を提示すると効果的でしょう。

一方、今後は電気・通信とのセット割料金も登場してくることが予想されます。その際、留意しなければならないのが、自社のどのガス料金をセット料金の対象にするかということです。セット料金が想定される集合住宅向けは、設備負担が重い（基本料金が高い）ケースが多く、基本料金と従量料金のバランスを調整することが必要になりそうです。パケット料金なども検討する必要があるかもしれません。

いずれにせよ、メニュー料金・セット料金は、お客さまへの割引サービスであり、提供するサービスの「見える化」なのです。お客様に選択肢を提供し「選べる」喜びを提供することが、差別化の一歩となります。まずは、わかりやすい料金提示を心掛けましょう。

#### ○太陽ガス(株)（鹿児島）のLPガス料金は進化系

昨年、LPガス料金をWeb公開した鹿児島の太陽ガス(株)の料金は全国的に見ても最も低廉な価格となっています。同社ではコストの低減化に取り組んだだけでなく、原料費調整制度を平成16年から導入したことで他社との格差が大きくなったと分析しています。同社ではお客さまへの感謝、還元を経営の柱のひとつとしており、それが料金にも反映しているといっていいいでしょう。統一した料金の公開、三部制料金の実施、原料費調整制度の導入、メニュー料金の設定など全てを盛り込んだ日本で最も進んだLPガス料金制度といっても過言ではありません。更に同社は地域電力に取り組み電力の販売にも参入、ガスとのセット割料金を打ち出すなど進化を続けています。



家庭用厨房・給湯暖房契約 (ホームメリット)

ホーム  
メリット

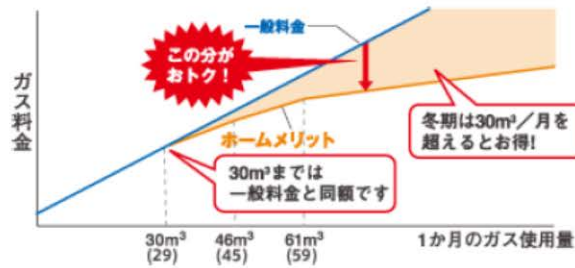
ご家庭で、[厨房(お料理)][給湯][暖房]で、ガスをお使いになる方が、ご契約いただけます。  
ホームメリットをお申し込みされた場合、一般料金よりもこんなにお得です。

年間で**約15,000円**(税込) お得!

(お得額はホームメリットにおける冬期490m<sup>3</sup>(45MJ)480m<sup>3</sup>(46MJ)ご使用の標準モデルでの計算例です)

冬期(12月~4月検針分)1か月あたり30m<sup>3</sup>(45MJ)29m<sup>3</sup>(46MJ)を超えてご使用されると一般料金よりお得。なお、30m<sup>3</sup>(45MJ)29m<sup>3</sup>(46MJ)までは一般料金と同じ料金です。

冬期(12~4月検針分)の料金イメージ図(一般料金との比較)  
※表示は45MJ用(( )内は46MJ用)



●ホームメリット料金表(45MJ用:福岡・北九州地区)

期間	ガス使用量	基本料金 (円/月)	基準単位料金 (円/m <sup>3</sup> )
その他の期間 (5月~11月検針分)	0m <sup>3</sup> から15m <sup>3</sup> まで	896.40	242.06
	15m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	1,112.40	227.66
	30m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	1,533.60	213.62
	100m <sup>3</sup> を超える場合	2,127.60	207.68
冬期 (12月~4月検針分)	0m <sup>3</sup> から15m <sup>3</sup> まで	896.40	242.06
	15m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	1,112.40	227.66
	30m <sup>3</sup> を超え46m <sup>3</sup> まで	1,695.60	208.22
	46m <sup>3</sup> を超え61m <sup>3</sup> まで	2,224.80	196.72
	61m <sup>3</sup> を超える場合	5,659.20	140.42

※その他の期間は全て一般料金と同じ料金表が適用

西部ガス㈱HPから

#### (4)「見える化」を図る情報提供の在り方

LPガス料金の「見える化」とは事業者にとっては経営実態を知る「見える化」の意味もありますが、料金透明化という意味では、お客様に如何に料金情報を提供するかが問われます。Webによる料金公開以外にも料金情報を自社のお客様に提供することができます。透明化、「見える化」を図る工夫、努力が求められています。

##### ① Web（ホームページ）による料金公開

Webによる料金公開については、自社のお客様以外、一般消費者、同業他社など利害関係者意外の目にさらされることを覚悟しなければなりません。このため料金情報については虚偽があってはならず、料金の集約化・統一化を実施しますので、公正・公平なものになります。ただ、常にWebの更新を図らなければならず、担当者を含め人的、経費的負担がかかります。社内の体制を整えることが必要です。

##### ② 検針、請求時の料金情報の提供

検針票は重要な情報提供の手段の一つです。検針票は工夫次第で、多くの重要な情報が提供できます。例えば、基本料金、従量料金、計算の方法はもとより、原料費調整制度を導入している場合には、翌月の調整額の通知も可能となります。中には裏面を利用して保安情報まで記載している例があります。ガスと競合する電力の検針票は非常によくできていて、LPガス事業者もこれを参考に策定してみたいかがでしょうか。

##### ③ 料金改定時の情報提供

最も注意しなければならないのは料金改定時の料金表の交付です。液石法により販売事業者には料金改定時の料金表の交付が義務付けられていますが、これを履行していない事業者があり（液石法違反です）、これが消費者懇談会でも取り上げられるLPガス料金不透明の大きな要因となっています。

右頁のグラフは、料金改定のお知らせ方法について調査したのですが、驚くことに「特に周知しない」との回答がゼロではなく、また、「口頭で説明する」が25%を超えているのです。

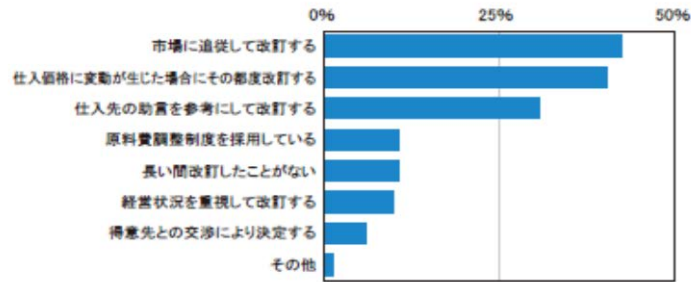
LPガス消費者相談で最も多いのが、毎年度「LPガス価格について」であることは周知の事実ですが、価格変動が激しいシーズンは特に相談件数が増加する傾向があるのは料金改定についての相談が増えるためです。

一方、料金改定の理由で、「長い間改定していない」との回答にも驚かされます。現在のように、原油、LPガス、為替レートが激変する時代に、どのような料金体系、料金水準であれば経営が成り立っていくのでしょうか。

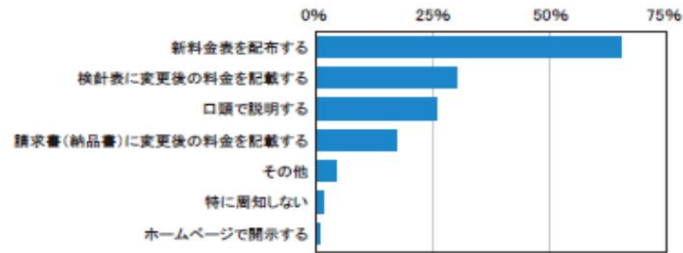
料金改定時の料金表の交付にこそLPガス料金の下方硬直性、不透明の批判に対する回答があると確信しています。

次期、料金改定で新料金を交付する。まずここから始めなければなりません。

平成26年度石油ガス流通販売業実態調査



家庭用料金改定の理由



家庭用料金改定のお知らせ方法

【例3-1】

\* 料金改定時の「周知文書」の参考例  
(二部制料金用)

平成〇〇年〇月

お客様各位

販売事業者名

### LPガス料金の価格改定のお願い

平素は当社のLPガスをご愛用いただき、誠にありがとうございます。  
さて、LPガスの料金につきまして、中東産油国のLPガスの大幅値上げにより、去る〇〇月よりLPガスの輸入価格が高騰し、これに伴い仕入価格の値上げを通告されております。当社といたしましては、できる限り努力を致し価格の安定に努めておりますが、輸入価格が下降するまでのあいだ料金改訂をさせて頂きたく存じます。  
何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。  
尚、料金改訂の内容は下記の通りでございます。詳しくは当店までお問い合わせ下さい。

記

- 実施月：平成〇〇年〇〇月検針分より実施させていただきます。
- 改訂料金 (消費税込み)

新料金		ポイント別料金			
基本料金	従量料金	使用量	新料金	旧料金	増減
■■■円 〇〇〇円 □□□円 △△△円	1m <sup>3</sup> 当り	0m <sup>3</sup>			
	0.1~5.0m <sup>3</sup>	5m <sup>3</sup>			
	5.1~20.0m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup>			
	20.1~	15m <sup>3</sup>			
		20m <sup>3</sup>			
		25m <sup>3</sup>			

\*LPガス料金の計算例(17m<sup>3</sup>/月をご使用の場合)

基本料金 ■■■円	+	従量料金 〇〇〇円×5m <sup>3</sup> +□□□円×(17-5m <sup>3</sup> )	=ガス料金
--------------	---	--	-------

### 3. 原料費調整制度を導入し下方硬直性の課題を克服しよう

#### (1) 原料費調整制度の歴史

原料費（燃料費）調製制度は平成9年、ガス事業法改正にあたりから原油・ガス・為替レートの変動を迅速に料金に反映させるために、都市ガス、電気料金に導入されましたが、導入当時とエネルギー事情が大きく変化（原油・ガス市況の高騰と為替レートの急変動）し、平成21年には制度設計が大きく見直されています。都市ガス事業者の多くの原料価格が基準原料価格の160%の上限を大きく上回り、事業者負担が増加し、これを解決するために、値下げ改定を行いその際に、基準原料価格を引き上げ料金単価を引き上げるといった矛盾が生じ、問題視されたからです。

平成21年の大きな改正点は2点あります。その一つが、旧来の制度の最大の欠点である、原料価格算定期間と料金適用期間との間の大きなタイムラグをできるだけ小さくするため3ヶ月ごとの見直しをやめ、原料価格の算定期間を3ヶ月移動平均を使って、毎月見直すことにした点です。もう一つが、調整バンド（基準原料価格の5%以内の変動は調整を適用しない）の廃止です。

一方、LPガスにおける原料費調製制度の導入は、早いところで平成10年ごろから導入の事例がみられ、平成17年度には旧全国エルピーガス卸売協会九州地方本部が経済産業省の構造改善事業により「LPガス料金における原料費調整モデルの構築及び導入可能性調査」を実施、合わせて、輸入価格連動料金システム（シミュレーションソフト）を開発しています。

LPガス調整制度と都市ガス・電気の調整制度との最も大きな違いは、ベースとなる原料価格の基準が異なることです。都市ガス、電気では財務省の貿易統計CIFが利用されていますが、LPガスではサウジアラビアのLPガスCPとTTS（為替レート：対顧客電信売相場）を利用していることです。これにより、都市ガスの制度の最大の欠点である原料算定期間と料金適用のタイムラグを縮小し、迅速に料金に適用できるようになっています。

また、LPガスの原料費調整制度も導入当時は3ヶ月ごとの調整額の見直しが主流でしたが、都市ガスの制度設計変更以来、都市ガス同様に3ヶ月移動平均により毎月調整する事業者が多くなり、近年では輸入元売メーカーの仕切改定が、CP2ヶ月平均とプレートを加味したものになったのを受けて、2ヶ月移動平均で毎月調整額を見直す事業者も出てきています。

LPガス業界での原料費調整制度の歴史も既に15年以上経過して時代に合わせて変遷してきています。しかしながら、LPガス事業者で原料費調整制度を導入しているのは少数にとどまっているのが実情です。

## ○液石法改正以降のLPガス料金を巡る動き

- 平成9年 改正液石法施行 規則13条書面の記載事項が強化
- 平成11年 6月公正取引委員会、7月規制改革委員会がLPガス料金問題指摘  
10月 エネ庁「取引適正化・料金透明化のアクションプラン」打ち出す
- 平成12年 「料金問題検討会最終報告」まとまる。  
料金情報の提供強化、原価計算、三部料金制、原料費調整等を提言  
9月 日連は「LPガス販売指針」を発表。
- 平成15年 石油ガス販売事業者構造改善支援事業がスタート
- 平成22年 「LPガス販売指針」の改定
- 平成26年 「エネルギー基本計画」改定  
総合エネルギー調査会資源燃料分科会の中間報告  
「LPガスの流通合理化と価格の透明性の促進」を提言
- 平成27年 ガスシステム改革委員会報告書  
「液化石油ガス取引の透明性の向上について」提言  
総合エネルギー調査会資源燃料分科会中間報告フォローアップ  
LPガス料金透明性について批判高まる  
全国LPガス協会「LPガス販売指針」改定
- 平成28年 「液化石油ガス流通ワーキンググループ報告書」  
総合エネルギー調査会資源燃料分科会の中間論点整理

### 「LPガス料金問題検討会報告書要旨から」

#### (3) 三部料金制等の採用

- ① LPガス料金の透明性向上のためにも、二部料金制だけでは十分対応できない場合には、三部料金制や複数料金制の採用を考える必要がある。
- ② 都市ガスや電力において導入されている原料費調整制度と同様の料金見直しの仕組みについて、LPガス販売事業者においても検討することは、LPガス価格の下方硬直性の是正や料金の透明性向上等のためにも有益であると考えられる。

#### 5. 終わりに

本報告書における提言が多くのLPガス販売事業者によって実行に移されることを強く望む。本報告書がLPガス産業に対する消費者からの信頼確保の一助となれば幸いである。

特に、各地域のリーダー的企業である大手・中堅の販売事業者においては、本報告書に基づく具体的な改善措置を明確化するよう要請したい。そして、このような動きがLPガス業界全体に波及することを強く期待する。

なお、LPガス販売事業者においては、流通コスト削減の必要性及び契約の重要性について、十分認識することが必要であることを、最後に付言したい。



## (2) 原料費調整制度はお客様との信頼関係構築に必須

平成9年の液石法改正以後もLPガス料金については、様々な批判にさらされてきましたが、その一つが、料金の不透明性と下方硬直性です。「一旦、値上げされたLPガス料金は下がらない」これが、価格格差を生み、お客様の不信感を買っているのです。原料費調整制度はこの下方硬直性批判に対する答えであり、LPガス料金も下がることを「見える化」する現在では唯一の手段です。

残念ながら、原料費調整制度を採用しているLPガス事業者は少数派です。右頁のグラフは、エルピーガス振興センターの平成26年度石油ガス流通販売調査で原料費調整制度の導入実態を調べたものですが、同制度を採用しているのは全国平均で10.8%。規模別にみると、顧客件数5,000件以上の事業者で35%と最も多く、規模の大きさと採用率が比例しています。また、地区別にみると、沖縄が最も多く、次いで、近畿、九州、四国と西日本での採用率が高くなっています。

原料費調整制度の採用が遅れている理由として、

- ①料金表の種類が多すぎて販売・料金システムを導入していない小規模事業者には困難である
- ②毎月の作業など手間がかかるが、人員を含めた体制がない、
- ③料金値下げをしたくない
- ④料金改定が面倒
- ⑤周りの事業者がやっていないので値上げ時にお客をとられる

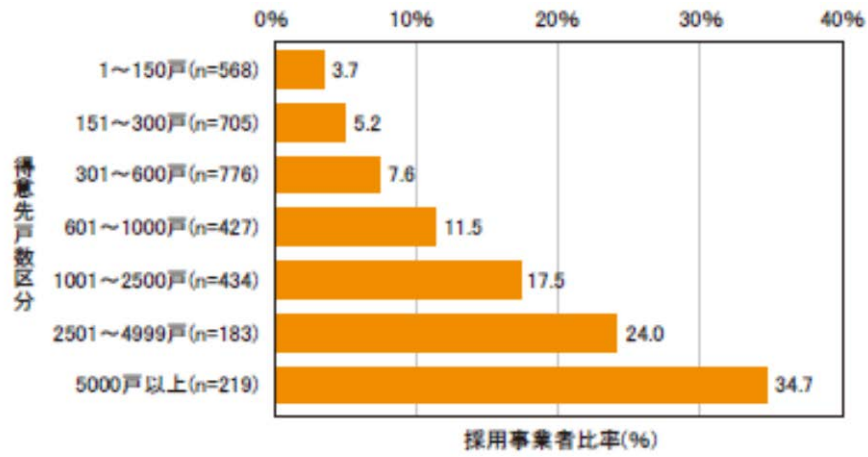
等々の懸念が考えられますが、これで競合エネルギーと同じ土俵で戦うことができるでしょうか。

一方、「LPガス料金問題検討会報告書」等で率先垂範すべきとされた大手事業者の採用が遅れていることは残念です。原油、LPガス市況のボラティリティが高まるなか、原料原価の変動が大きいにもかかわらず、料金への転嫁を図ることができないのであれば、経営基盤の安定化に支障をきたすことにならないのでしょうか。

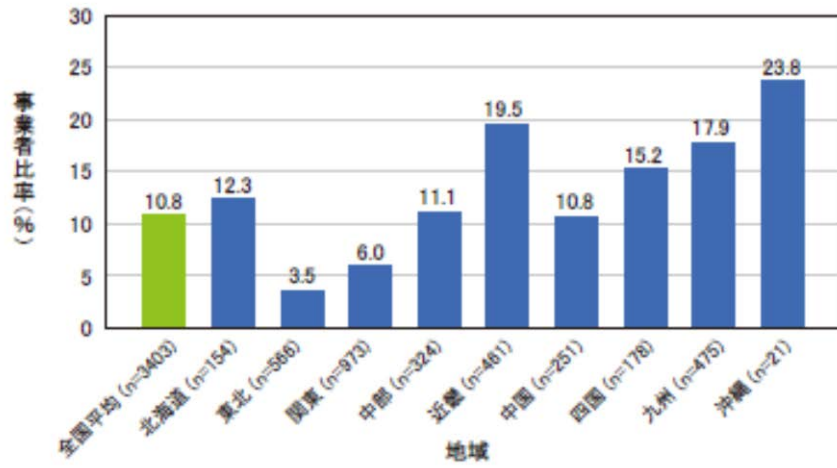
お客様との信頼関係を築くためには、「料金の透明化」は前提です。料金値上げ改定の際はCPの急騰を理由にし、CP急落の際には頬被りを決め込むでは、お客様に対する欺瞞行為そのものです。「上がれば上げる、下がれば下げる」という当たり前のことができなければ、信用を失い、既に調整制度を採用している同業他社、他エネルギーへお客様が移動することを引き留めることはできなくなるでしょう。

今後のエネルギー自由化競争のなかで、原料費調整制度の採用は、LPガス事業者にも必須条件になることを認識すべきです。

平成 26 年度石油ガス流通販売業実態調査（エルピーガス振興センター）



原料費調整制度の販売規模別採用比率



原料費調整制度の地域別採用比率

### (3) 調整制度導入のメリットとデメリット

#### ① 経営の安定化、価格変動のリスクをヘッジ

原料費調整制度を導入する第1のメリットは、経営の安定化につながることで、現在のように、原油、CP価格が急変動する時代に料金への転嫁を迅速に行うことが非常に重要になっています。

LPガス料金の調整制度では、CPとTTS(為替レート)を利用することが定着していますが、CPは前月末日に発表されますので、前月末には当月の原料価格が算出されますので、翌月には料金の転嫁が可能になります。一方、都市ガスは財務省貿易統計CIFを使いますので、どうしてもタイムラグが生じてしまいます。

例えば、都市ガスの1~3月の平均原料価格は、3月財務省CIFが発表される4月末にならなければ確定できず、転嫁は6月検針分からになります。これに対しLPガスでは1~3月の平均原料価格は2月末には確定し、4月検針分からの転嫁ができます。最近の傾向は、移動平均で毎月見直すのが主流となっており、更に、輸入元売メーカー仕切に合わせた2ヶ月平均での平均原料価格を採用する事業者も多く、より迅速な転嫁が可能になっています。

このような迅速な料金への転嫁は、価格変動が激しい近年の原油LPガス市場にあっては、経営リスクを軽減する大きな役割を果たしています。

一方、CPが需要期に急騰する傾向にあることから、迅速転嫁が必要であり、タイムラグが生じ不需要期に入ってから転嫁するのでは、収益にも大きな影響を与えます。同様に不需要期にCPが下がっても、料金も不需要期で下げるため、値下げによる経営への負担は大きくありません。換言すると、需要期の値上がり局面での迅速転嫁という大きなメリットを享受できるのです。

また、原料価格と販売価格の差がほぼ一定で推移しますので、利幅が一定であり、営業計画等も立てやすく、経営の安定化にもつながります。原油・ガス価格の変動が激しいこの時代にこそふさわしい料金制度なのです。

## ②料金改定の手間が省ける

多くのLPガス事業者はCPが大きく動くたびに料金改定・料金表の交付を行う必要に迫られますが、改定幅、改定時期の算定に手間取り、転嫁が遅れるケースが多いと思います。しかし、原料費調整制度を採用すれば、導入時に改定を行った後は、料金改定を行う必要はなく、検針票、Web等で周知するだけで良いので手間はかえって省けるのです。また、自動的に調整額(従量料金の改定幅)と改定時期が決まりますので、悩む必要もありません。

## ③料金透明化でお客様の信頼獲得

原料費調整制度は、原料費の変動額が決まれば、自動的に改定幅と改定時期が決まります。どんぶり勘定で行うのは調整制度ではなく、ただの改定であり、本物の調整制度は定数化したシステムでなければなりません。つまり改定幅の根拠をお客様に知らせる制度ですので、料金の透明性が高まるのです。「下がれば下げる」の当たり前のことを実施することが、お客様の信頼を得る第一歩ではないでしょうか。料金を自動的に下げることができる、値上げ後の値下げを担保するシステムといえるでしょう。

一方、デメリットは、導入の準備に少々時間と資金がいることでしょうか。販売管理・料金システムの導入が済んでいれば、意外に容易に導入できます。また、「料金値下げを行わないことによる利益の享受」はできなくなります。それ以上に導入メリットがあることを認識してほしいと思います。

頻繁な上げ下げは消費者の理解を得られないと指摘する事業者もいますが、電力、都市ガスが導入して15年以上、制度自体定着しており、逆にLPガス料金の下方硬直性が批判されていることを考えるべきでしょう。値上げ時に競争に負けるとの指摘も、長い目で見れば調整制度を導入している事業者のほうが料金水準が低くなっています。最初の制度設計さえしっかり構築すれば、多くの懸念も杞憂に終わることでしょう。

## 原料費調整制度など小売価格改定の在り方の検討(1/2)

【料金制度に係る改善提案】（注：改善策の具体的内容は、個々の事業者が決めるべきもの）

仕入価格の変動に定期的に連動させる料金制度（例えば、簡易ガス事業で導入している原料費調整制度）の導入

1. 原料費調整制度を採用している事業者の導入理由と導入による主なメリット

- ① CP高騰による価格転嫁の円滑化
- ② 料金の透明性・公平性の向上
- ③ 収益の安定化、経営の計画性の向上
- ④ 業務の効率化（料金改定作業の合理化、料金に関する問い合わせの減少）

2. 導入していない事業者が懸念している主なデメリット

- ① 料金改定作業が繁雑・コストが高い（多種類の料金表が存在）
- ② 料金改定の頻度が高いと消費者が混乱する（理解を得られない）
- ③ 料金改定の上昇額が大きいと消費者に受け入れられない（改定幅の硬直化）
- ④ 同業他社との競争に負ける（値上げ時期をねらった攻勢を受ける。対抗値下げ後の弾力的な値上げが出来ない。）
- ⑤ 利益幅の固定化（需要減によるコスト増を賄うための値上げ理由がなくなる）

## 原料費調整制度など小売価格改定の在り方の検討(2/2)

3. その他の課題

- ① 仕入れ価格のフォーミュラーを原料費調整制度にする
- ② 基準となる料金表の作成（原価計算の実施、発射台となる基準原料価格の設定）
- ③ 価格改定フォーミュラーの決定（例：透明性のある指標（\*1）の選定、非調整バンド（\*2）の設定、上限バンド（\*3）の設定 等）
- ④ 顧客への説明資料の作成、契約変更に関する問い合わせへの対応

\*1：原料費調整制度を「契約」にする場合には、改定値の指標は顧客が確認可能なものにすることが必要になる。貿易統計の輸入金額や、大手元売会社がホームページで公表している仕切り価格の改定値（次ページ参照）等が、その候補となる。

\*2：原料費の変動を料金に反映させない範囲のこと。公益事業では、料金の安定性や業務コストを配慮して設定されていたが（例：基準原料価格の±5%）、平成22年度に廃止されている。

\*3：原料費の変動を料金に反映させる幅の上限のこと。公益事業では、急激な変動に伴う大幅な料金上昇を回避するために設定されており（例：基準原料価格の160%）、この上限を超えた原料費の高騰が続く場合には、必要に応じてベースとなる料金を改定することが適当であると考えられている。



#### (4) 調整制度の考え方

LPガスは自由料金であるため、原料費調整制度についての取り決めはなく自由に設定することが可能ですし、既に、導入している事業者の調整制度は各社によってそれぞれ異なっています。ここでは一般的な考え方について解説します。

##### ①基準原料価格及び平均原料価格の算定ベース

**原料価格はCPと為替レート（TTS）をベースに算定する。**

LPガス元売輸入メーカーの仕切は基本的にはCPとTTS（為替レート）乗じた円建てCPの価格変動をベースに改定を行っています。現在はこれにフレート（タンカー運賃）やバンカーサーチャージを加味して算定しています。（なお、為替レートは元売により前々月16日～、同21日～、同26日～前月月間の4通りがあり、CPは前月CPあるいは前月と当月を50%ずつ按分したのがあります）。例えば、某大手元売の4月仕切は、3月CP50%・4月CP50%に3月月間TTS平均を乗じた円建てCPを前月と比較し、その差額にフレートの変動額を加えたものが改定幅となります。（フレート分まで消費者に転嫁するのは疑問）

日本が輸入するLPガスのほとんどがCPにリンクしており、このFOB価格は十分に基準となりえるものです。TTS（対顧客電信売相場）も広く利用され、一般紙等でも毎日公表されており、基準として差し支えないレートです。

利点・例えば、CPを基準とする1～3月の平均原料価格は2月末に算定が可能で、2～4月の仕入れコストを4～6月あるいは3～5月料金にタイムラグなく転嫁することができます。

##### ②調整サイクル

事業者リスクを考慮し、機動性、料金への転嫁とのタイムラグを小さくするため調整サイクルは3ヶ月を基準としますが、最近では都市ガスの新制度同様に、3ヶ月移動平均による1ヶ月サイクルの事業者が多くなっています。また、元売仕切がCP2ヶ月平均をとるところが多いことから、仕切ベースの2ヶ月平均を平均原料価格とし、毎月調整する事業者が増えています。

##### ③調整バンド

調整バンドは、旧都市ガスの制度では5%となっていました。制度改正では調整バンドは廃止され、LPガス事業者でも調整バンドを設定しない事業者が増えています。

##### ④上限バンド

調整上限は、消費者の負担を軽減するための措置で、都市ガスの場合は基準原料価格の160%となっているが、LPガスCPの変動が大きいいため、上限を設定しない事業者がほとんどです。

##### ⑤調整係数

調整係数は単純化して、産気率をもってこれにかえます。

#### ⑥平均原料価格と料金の適用期間

例えば、1～3月の平均原料価格は3月CPが発表される2月末に確定することから、3月検針分からの調整が可能ですが、消費者への周知を考慮して、4月検針分からの調整とします。(下記は毎月調整、平均価格は3ヶ月移動平均の例)

料金適用期間	平均原料価格	仕入れ期間
H28年4月検針	H28年1～3月CP平均価格	2～4月に相当
H28年5月検針	H28年2～4月CP平均価格	3～5月に相当

#### ⑦基準原料価格

基準原料価格は調整制度導入の直近1年間の円建てCPの平均価格とします。例えば、平成28年4月検針分から導入する場合は1回目の平均原料価格は1～3月CP平均、基準原料価格は平成27年1月～平成27年12月の円建てCPの平均となります。但し、料金水準や調整額によっては、基準原料価格の設定期間(6ヶ月平均、3ヶ月平均等)に考慮を必要とします。弾力的な運用が可能なのが自由料金であるLPガス料金の利点です。

#### ⑧変動額及び調整額の刻み

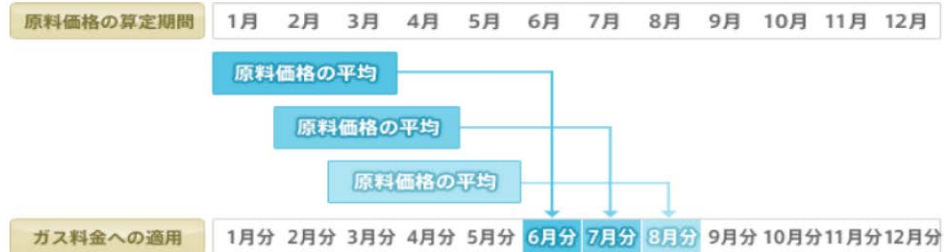
変動額は基準原料価格と平均原料価格の差額とし、刻みは基準原料価格、平均原料価格に合わせ、端数処理は切り捨てとします。

調整額の刻みは1円/m<sup>3</sup>単位とし、小数点以下は切り捨てとします。

## 都市ガスの原料費調整制度

### 原料価格の算定期間とガス料金への反映時期

原料価格の3ヶ月平均値を、中2ヶ月の間隔をおいて、次の1ヶ月分のガス料金に反映します。



### ガス料金への反映

毎月の従量料金単価は、基準単価に、原料費調整による調整額を加算または減算し算定します。



### <原料費調整制度のイメージ>



## (5) 調整制度の導入の手順と留意点

原料費調整制度のメリットは、変動コストを料金に迅速に転嫁できるとともに料金透明化に繋がることですが、導入に際して以下のような点に留意する必要があります。

- ① 原価計算、料金体系の抜本的な見直し
  - ポイント1：基本料金、従量料金等が適正水準であるか
  - ポイント2：多数ある料金表の集約化
  - ポイント3：三部制料金、メニュー料金導入の検討
- ② 定期的なコスト見直しと抜本改定の検討
- ③ 社内での制度導入に関する周知・教育の徹底
  - ポイント1：社内教育用マニュアルの作成
    - メリット・デメリット、原料費調整制度の仕組み等
  - ポイント2：お客様からの質問に対する「Q&A」マニュアル等の作成
- ④ 消費者への周知の方法の検討
  - ポイント1：導入時の周知文書の作成と交付の徹底
  - ポイント2：2回目以降の調整額の周知方法
    - 検針票等の見直しと情報公開の範囲
    - Web（ホームページ）による公開の検討
- ⑤ 導入のタイミング及び基準原料価格の設定とシミュレーション
  - ポイント1：導入のタイミングを検討
    - 値下げから入るとお客様の理解を得られやすい
    - 不需要期の導入は負担を小さくする
  - ポイント2：基準原料価格の設定次第で最初の変動幅は調整できる
  - ポイント3：シミュレーションは繰り返し行う
    - シミュレーションシステムの利用

手順としては、まず、自社の料金表について調査することから始めましょう。次いで、原価計算に基づく標準的な料金表の作成と原稿料金の集約化です。

調整制度で最も考慮するのは導入のタイミングです。タイミングにより、基準原料価格、調整幅も異なってきます。最も推奨するのは、不需要期の値下げのタイミングで導入することでお客様の理解を得られやすくなります。

原料費調整制度自体は販売管理システムができていれば簡単なものですが、導入事業者が苦労したのはお客様への周知であったそうです。周知文書例は都市ガスの事例も利用するなど工夫が必要ですが、お客様に直接説明することは、営業活動の一環にもなりますので、如何に周知を徹底するか検討する必要があります。

なお、原料費調整制度の導入は、料金改定ですので、価格の算定方法を含めた料金表の交付をはじめ周知書面が必ず必要になります。ただし、2回目以降は検針票等での周知でよく、Webサイトを開設している事業者はサイト上で周知すれば書面は必要ありません。

## お客様向け原料費調整制度に関するQ&A作成例

Q1：原料費調整制度とは？

A1：為替レート、LPガス輸入価格の変動を迅速にガス料金に反映させる制度です。原料価格が変動した場合に従量料金単価（使用量1m<sup>3</sup>当りの単価）を毎月（或いは〇ヶ月毎）に調整する仕組みです。3ヶ月間の「平均原料価格」と「基準原料価格」（平成22年〇月～平成22年〇月平均価格）を比較し、「平均原料価格」が下がった場合は従量料金を引き下げ、「平均原料価格」が上がった場合は従量料金単価を引き上げるといったものです。なお、原料費調整制度は、従量料金単価の見直しを行なうもので、従来の料金改定とは異なり、基本料金や設備利用料金等には影響いたしません。

Q2：LPガスの原料価格の根拠は？

A2：原料価格の算出は、サウジアラビアのプロパン輸出価格（FOB価格・積み出し価格）と為替レート（TTS＝対顧客電信売相場・月間平均）を乗じたトン当たりの金額です。日本が輸入するLPガスのほとんどが、サウジアラビアの輸出価格（CP：コントラクトプライス）を指標に決定されています。プロパンの輸出価格（サウジアラムコLPガスCP・FOB価格）は毎月日本経済新聞等に、また、為替レートは毎日どの新聞にも掲載されています。なお、原料価格は輸入時の変動をみるためのもので料金原価そのものではありません。LPガス料金には他の流通経費、保安経費、設備費等が含まれています。

Q3：基準原料価格とは？ 毎月変わるのですか？

A3：基準原料価格は、現行料金を算定した際の基準となる期間における原料価格です。平成〇年〇月～平成〇年〇月までの毎月のサウジアラビアのプロパン輸出価格（FOB）とそれぞれ前月の為替レート（月間TTS平均）を乗じた金額の平均で、〇〇〇円／トとなります。また、基準原料価格は、3ヶ月ごとの平均原料価格と比較するための基準となる価格ですので変わることはありません。（但し、原料価格以外のコスト変動により、基本料金を含めた抜本的な料金改定を行なう場合は、変更することもあります。）なお、原料価格は輸入時の変動をみるためのもので、料金原価そのものではありません。LPガス料金には他の流通経費、保安経費、設備費等が含まれています。

Q4：調整額の計算方法

A4：原料費調整制度導入時のお配りした「新しいガス料金制度についてのお知らせ」に詳しく書かれていますのでご覧下さい。



## 原料費調整制度（周知文書作成例）

### ガス料金の仕組みについて

#### ガス料金の調整（原料費調整制度）

##### 原料費調整制度とは

L Pガス（液化石油ガス）価格は、為替レートや原油価格などの動きにより変動しています。原料費調整制度は、こうした動きに対応しL Pガス輸入価格の変動額を迅速にガス料金に反映させる制度です。

##### 制度の仕組み

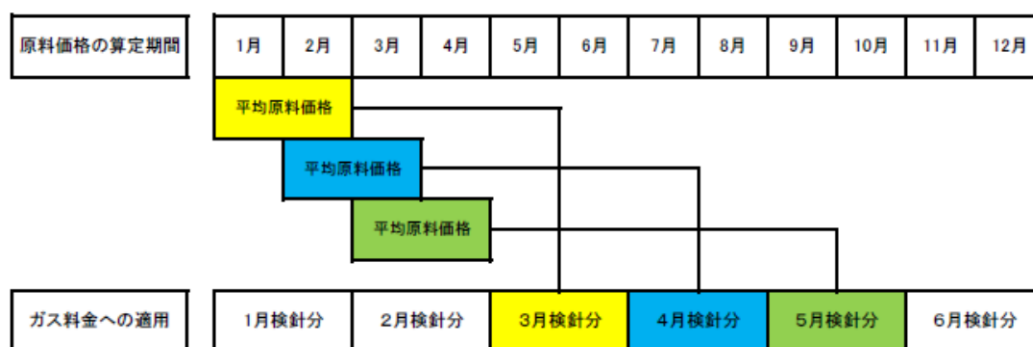
原料価格が変動した場合に従量料金単価（使用量1 m<sup>3</sup>当りの単価）を毎月調整する仕組みです。2ヶ月間の「平均原料価格」と「基準原料価格」を比較し、「平均原料価格」が下がった場合は従量料金を引き下げ、「平均原料価格」が上がった場合は従量料金単価を引き上げるといふものです。なお、原料費調整制度は、従量料金単価の見直しを行なうもので、基本料金や設備利用料金等には影響いたしません。

（注）原料価格はサウジアラビアのプロパン輸出価格（F O B 価格・積み出し価格）と為替レート（T T S = 対顧客電信売相場・月間平均）を乗じたトン当たりの金額とします。また、原料価格には石油石炭税及びタンカー運賃の変動が含まれています。なお、上記原料価格は輸入価格の変動額をみるためのもので料金原価そのものではありません。

プロパンの輸入価格（サウジアラムコL PガスC P・F O B 価格）は毎月日本経済新聞等に、また、為替レートは新聞各紙に掲載されています。

##### 原料価格の算定期間とガス料金への反映時期

原料価格の2ヶ月間の平均価格を翌月検針分のガス料金（従量料金単価）に反映します。



## 調整額の算定方法

### 平成 28 年 12 月 検針分 調整額の計算

「基準原料価格」は、平成 28 年 8 月～平成 28 年 9 月のサウジアラビアのプロパン輸出価格（FOB：8 月 285<sup>ドル</sup>/<sup>トン</sup>、9 月 295<sup>ドル</sup>/<sup>トン</sup>）の平均価格と為替レート（7 月 26 日～8 月 25 日 T T S 平均 102.88 円/<sup>ドル</sup>）を乗じた金額に石油石炭税（1,860 円/<sup>トン</sup>）を加算した **31,700 円/<sup>トン</sup>**となります。

「平均原料価格」は、次のように平成 28 年 10～11 月のサウジアラビアのプロパン輸出価格（FOB）と平成 28 年 9 月 26 日～10 月 25 日の T T S 平均を基に計算します。

平成 28 年 10 月プロパン FOB	340 <sup>ドル</sup> / <sup>トン</sup>
平成 28 年 11 月プロパン FOB	390 <sup>ドル</sup> / <sup>トン</sup>
平成 28 年 9 月 26 日～10 月 25 日の T T S 平均	103.92 円/ <sup>ドル</sup>
タンカー運賃変動額（輸入元売メーカー発表額）	+300 円/ <sup>トン</sup>
石油石炭税	1,860 円/ <sup>トン</sup>
$(340ドル + 390ドル) \div 2 \times 103.92 \text{ 円}/\text{ドル} + 200 + 1,860 \text{ 円} = 40,000 \text{ 円}/\text{トン}$	
* 100 円/ <sup>トン</sup> 未満四捨五入	

### 原料価格の変動額の算定

$$40,000 \text{ 円}/\text{トン} \text{ (平均原料価格)} - 31,700 \text{ 円}/\text{トン} \text{ (基準原料価)} = +8,300 \text{ 円}/\text{トン}$$

### 従量料金単価調整額の算定（1 円未満切捨て）

$$8,300 \text{ 円}/\text{トン} \div 1,000 \div 0.482 \text{ m}^3/\text{kg} = +17 \text{ 円}/\text{m}^3$$

（なお、0.482 はプロパン 1 kg 当たりの気化率「産気率」です）

以上のように、12 月 検針分の従量料金単価の調整額は **17 円/<sup>m</sup>³**となります。

### 平成 28 年 12 月 検針分 従量料金単価

現行基準料金単価	10 月 検針分 従量料金単価
0～ 8.0 <sup>m</sup> ³ ○○○円/ <sup>m</sup> ³	○○○円/ <sup>m</sup> ³ + 17 円/ <sup>m</sup> ³ = ○○○円/ <sup>m</sup> ³
8.1～30.0 <sup>m</sup> ³ ○○○円/ <sup>m</sup> ³	○○○円/ <sup>m</sup> ³ + 17 円/ <sup>m</sup> ³ = ○○○円/ <sup>m</sup> ³
30.1 <sup>m</sup> ³～○○○円/ <sup>m</sup> ³	○○○円/ <sup>m</sup> ³ + 17 円/ <sup>m</sup> ³ = ○○○円/ <sup>m</sup> ³

（消費税抜き）

### 原料費調整額・従量料金のお知らせ方法等

原料費調整額及び従量料金単価の通知方法は、検針票及び弊社 W e b サイト（ホームページ <http://kyuein.com>）にてお知らせいたします。

## 追加資料

### 1. シェール革命と仕切フォーミュラの変更

シェール革命により、LPガス市場は一変しました。世界最大のLPガス輸出国は、米国です。2015年の輸出量は米国2,000万ト、カタール1,000万ト、UAE900万ト、サウジ670万トで、2020年には米国の輸出量は2,800万トに達するとみられています。

我が国のLPガス輸入先も大きく変化し、2015年のプロパン輸入に占める米国のシェアは25%、2016年1～9月は38.4%に達しています。

一方、米国からのLPガス輸入はフレートが中東と比べ高いこと（中東～JP：18日、USガルフ～JP45日）、ターミナルフィーがかかることなどコストが嵩みますが、シェール革命によるLPガスの大増産で米国LPガススポット価格（モントベルビュー）はサウジCPを大きく下回り、中東玉よりも割安な局面もありました。ところが、原油市況の上昇とサウジの価格政策（モントベルビュー価格を参考に中東～日本CIFが米国～日本CIFより割安になるようCPを設定）等により、必ずしも米国からの輸入がコスト的に有利とはいかなくなってきたのです。

また、今年、新パナマ運河が開通しフレートコストは大きく下がりますが、運河通行料が新たにフレートコストに加算されることとなります。

このような状況を受け、LPガス元売のアストモスエネルギー(株)はこれまでのサウジCPリンクの仕切フォーミュラを変更し、米モントベルビューのスポット価格とCPを合成したFOBコストを基にした仕切改定を2017年1月から実施することを表明しました。

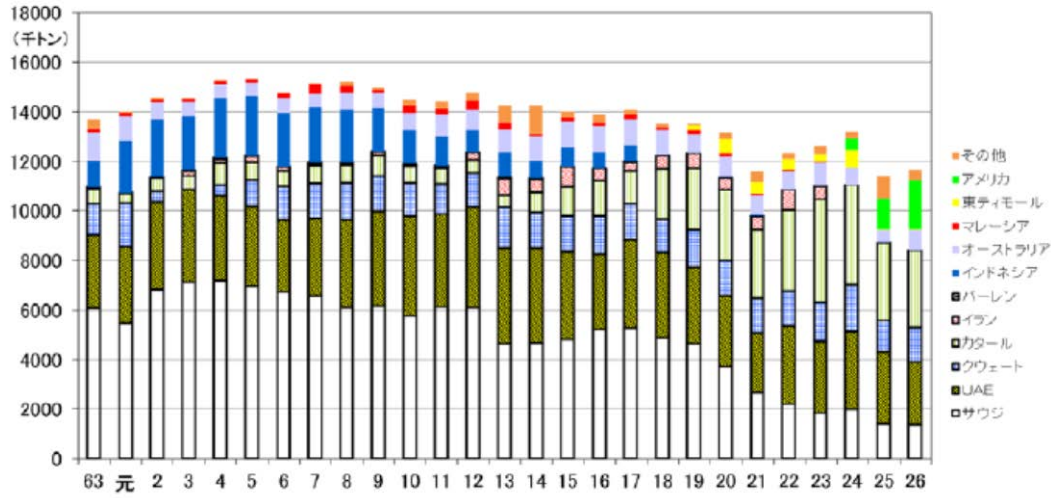
新フォーミュラを正式に表明したのは1社ですが、何社が追随するのか、注目されています。なお、この1年のCPとモントベルビュースポット価格を参考に旧仕切フォーミュラと新フォーミュラを比較すると、1～2月は新フォーミュラの方が割安ですが、3月以降割高となるようです。

### 2. 原料費調整制度の見直しと導入の契機に

LPガス元売の仕切フォーミュラ変更は、LPガス原料費調整制度にとっても影響は避けられません。既に、調整制度を導入している事業者は、基準原料価格および平均原料価格の算定方法を見直さなければならなくなるでしょう。

一方、まだ、調整制度を導入していない事業者は、仕切フォーミュラ変更を契機に原料費調整制度の導入を検討されては如何でしょうか。

<国別輸入量の推移>



液化石油ガス流通ワーキンググループ報告書から

1. 変更内容

	(単位: 円/MT)				
現	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     FOB相当分                       合成CP(前月CP/2+当月CP/2) × TTS                 </div>	+	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     諸掛                      フレート                      石油石炭税                      基地経費                      他                 </div>	+	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     バンカーサーチャージ                       (バンカーC重油価格 × TTS)                      × 0.04-1,700円                 </div>
行	※1. TTSは三菱東京UFJ銀行が公表する前月1日～末日までの平均 ※2. バンカーC重油はPlatt's Bunkerwirelにおける、シンガポールのIFO380CST MEANPRICEの前月1日～末日までの平均				
変	(単位: 円/MT)				
更	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     FOB相当分                       合成CP(前月CP/2+当月CP/2) × TTS × 70%                      +                      (前月MB+MB調達経費) × TTS × 30%                 </div>	+	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     諸掛                      フレート                      石油石炭税                      基地経費                      他                 </div>	+	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     バンカーサーチャージ                       (バンカーC重油価格 × TTS)                      × 0.04-1,700円                 </div>
後	※1. TTSは現行と同じ ※2. バンカーC重油は現行と同じ ※3. 前月MBはOPISが発表する前月1日～末日までの平均 ※4. MB調達経費は105.0ドル/MT (中東地域・北米地域との差額フレート・バンカー、パナマ運河通航に関わる費用、ターミナルフィー) ※5. 弊社の調達に大きな変動が発生した場合には、見直しを実施する可能性があります。				

米モンペルビュープロパンスポット価格 & サウジアラムコCP推移と新仕切フォーミュラコスト

資料作成: EIN

		2016年1月	2016年2月	2016年3月	2016年4月	2016年5月	2016年6月	2016年7月	2016年8月	2016年9月	2016年10月	2016年11月	2016年12月	2017年1月
MBプロパン	(円/ガロン)	0.335	0.374	0.453	0.457	0.516	0.507	0.478	0.449	0.495	0.573	0.538	0.637	0.704
	(円/%)	174	195	236	238	269	264	249	234	258	299	281	332	367
	(円/%)	279	300	341	343	374	369	354	339	363	404	386	437	472
	(円/%)	84	90	102	103	112	111	106	102	109	121	116	131	142
CPプロパン	(円/%)	345	285	290	320	325	330	295	285	295	340	390	380	435
	(円/%)	282	221	201	214	226	229	219	203	203	222	256	270	285
TTS(前月)	(円/%)	122.85	119.34	116.08	114.03	110.83	110.12	106.71	104.98	102.34	102.98	104.81	109.26	116.98
新仕切FOBコスト	(円/%)	45,900	36,300	33,800	36,000	36,400	37,600	35,200	32,500	31,200	34,100	39,500	42,100	48,700
旧仕切FOBコスト	(円/%)	49,400	37,600	33,400	34,800	35,700	36,100	33,300	30,400	29,700	32,700	38,300	42,100	47,700
新旧差額	(円/%)	-3,500	-1,300	400	1,200	700	1,500	1,900	2,100	1,500	1,400	1,200	0	1,000

\* MBプロパンスポット価格はEIAのWebサイトから月間平均